さしのべた

その手が

こどもの命綱

平成25年度児童虐待防止推進月間標語



児童虐待の相談種類別対応件数

■ネグレクト 心理的虐待 40 31 27 30 19 20 6 3 <u>3</u> 10 20

20 年度

7 21 年度 22 年度 23 年度 24 年度

12

32

21

16

虐待を疑うきっかけ

50

町の児童虐待相談状況

- ●身体の見えない所に傷や火傷(や ●服や身体が汚れていることが多い ▶表情が乏しく、笑顔が少ない けど)がある
- ●保育園等の登園時、親と目を合わ せず、オドオドしている
- ●保育園等で、昼食やおやつを人一 倍たくさん食べる

向にあります。

相談の種類別にみると「身体的虐

います。平成22年度から増加の傾 校等の公的機関から相談を受けて 数は41件で、家族や児童相談所・学 た[児童虐待相談(疑い含む)]の件

昨年度、役場子ども課で対応し

- ●いらいらした様子で、物を投げた りする
- 家に帰りたがらない
- ●夜に家の周りをウロウロしている

11件となっていました。

件、「ネグレクト(不適切な養育)」が 待」が16件、次いで心理的虐待が14

虐待かも? と思ったら…

それが子どもの命綱になることも。 ためらわず通告してください。

ら悪い気がする… でも、もし間違いだった

ることが大切です。 通告者に責任はありません。 むしろ、手遅れになる前に通告す もし、虐待でなかったとしても、

虐待でなかったとしても通告者に じる必要がありますが、調査の結果 かっている範囲での情報提供に応 もの住所や氏名、虐待の内容などわ ます。通告時には、対象となる子ど 匿名の通告でもきちんと受理され 責任はありません。 通告は匿名でもかまいません。

も ことは絶対ありません。 通告者がわかっていて 誰であるかを教える

通告後の取り扱い

認を行います。同時に保護者・子ど ます。児童相談所に通告があると、 は子どもの一時保護を行います。 聞き取りなどが行われ、必要な場合 もの面接、周辺住民や関係機関への 原則48時間以内に子どもの安全確 緊急性や調査方針などが検討され、 通告後、慎重に調査をして対応し

通告・相談先

- ●役場子ども課
- 286 3111 内線262
- 中央児童相談所
- 381 4451
- ●児童相談所全国共通ダイヤル **3**0570 · 064 · 000

オレンジリボン運動

リボンツリーを役場玄関口に設置 ています。毎年11月にはオレンジ 防止」というメッセージが込められ し、啓発活動を行っています。 オレンジリボンには「子ども虐待